

令和2年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	その他不正又は不誠実な行為	千葉県松戸市松戸新田24番地 (株)電化のマンセイ 代表取締役 武田 修治	令和2年4月10日から 令和2年7月9日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R2.4.10	左記業者は、令和2年4月1日開札の松戸市教育委員会が発注した「物品共同購入(消耗品)乾電池及び蛍光灯の購入」において、予算価格の範囲内で落札したにもかかわらず、仕様の見落として入札金額の積算を誤ったとして、契約締結を辞退した。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
2	その他不正又は不誠実な行為	大阪府大阪市北区豊崎三丁目6番17号 ガリバー・インターナショナル(株) 代表取締役社長 倉林 敏明	令和2年4月10日から 令和2年7月9日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R2.4.10	左記業者は、令和2年4月3日開札の松戸市国民健康保険課が発注した「はりきゅう、あん摩マッサージ療養費2次点検業務委託」及び「柔道整復施術療養費支給申請書点検業務委託」において、予算価格の範囲内で落札したにもかかわらず、入札金額の積算を誤ったとして、契約締結を辞退した。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
3	その他不正又は不誠実な行為	大阪府大阪市淀川区新北野一丁目2番3号 高松建設(株) 代表取締役 高松 孝年	令和2年10月30日から 令和2年11月29日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R2.10.30	左記業者は、元請として請け負った市川市内の共同住宅新築工事において、平成30年10月3日、労働者に地下地面の掘削作業を行わせるに当たり、労働者が安全に昇降するための設備を設けず、もって労働者の労働災害を防止するための必要な措置を講じなかったとして、左記業者及び業者使用人が労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和2年1月8日付けで市川簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。また、このことにより令和2年3月9日付けで国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
4	独占禁止法違反行為	東京都千代田区内神田一丁目12番1号 アルプレッサ(株) 代表取締役 福神 雄介	令和2年12月24日から 令和3年6月23日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反)	R2.12.24	左記業者及び使用人は、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札について、独占禁止法に違反する犯罪容疑で、令和2年12月9日に公正取引委員会から検事総長に告発された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
5	独占禁止法違反行為	愛知県名古屋市中区東片端町8番地 (株)スズケン 代表取締役 宮田 浩美	令和2年12月24日から 令和3年6月23日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反)	R2.12.24	左記業者及び使用人は、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札について、独占禁止法に違反する犯罪容疑で、令和2年12月9日に公正取引委員会から検事総長に告発された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
6	独占禁止法違反行為	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号 東邦薬品(株) 代表取締役 馬田 明	令和2年12月24日から 令和3年6月23日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反)	R2.12.24	左記業者及び使用人は、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札について、独占禁止法に違反する犯罪容疑で、令和2年12月9日に公正取引委員会から検事総長に告発された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。
7	贈賄	東京都品川区西五反田二丁目29番9号 東伸エンジニアリング(株) 代表取締役 江崎 大輔	令和3年1月22日から 令和3年4月21日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第2号ロ (贈賄)	R3.1.22	左記業者の元取締役は、大分県別府市発注工事において、令和2年11月16日、同市職員への贈賄の容疑で逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。

令和2年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
8	贈賄	東京都新宿区西落合一丁目31番4号 日本光電工業(株) 代表取締役 荻野 博一	令和3年1月22日から 令和3年4月21日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第2号ロ (贈賄)	R3.1.22	左記業者の営業部長外二人は、三重大学医学部付属病院の医療機器調達において、令和3年1月6日、同大学元教授外への贈賄の容疑で逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
9	その他不正又は不誠実な 行為	東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号 東急建設(株) 取締役社長 寺田 光宏	令和3年3月31日から 令和3年4月30日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R3.3.31	左記業者が請け負った東京都目黒区の病院建設工事において、平成29年6月23日頃、下請負人にパイプサポートを支柱として用いた型枠支保工を組み立てさせるにあたり、下請負人の労働者の労働災害を防止するための必要な措置を講じなかったとして、左記業者及び業者使用人が労働安全衛生法違反により略式起訴され、令和2年2月12日付けで東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。